

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 2 月 21 日
提 出 日	令和 5 年 9 月 29 日
担 当	教育委員会 教育政策課 (TEL 265-4141 内線3852)

指摘事項	措 置 状 況
<p>ウ 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、教育政策課、学校指導課（教育研究所を含む）、学校安全支援課、加納幼稚園、岐阜東幼稚園、岐阜市岐阜中央中学校給食共同調理場ほか4か所、科学館及び社会・青少年教育課（放課後児童クラブを含む）では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。</p> <p>また、小中学校及び特別支援学校を納品先とした物品の納入では、市職員ではない学校事務職員及び教員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。</p> <p>さらに、令和2年5月に納品を受けた物品について、納品確認が不十分であったため再度納品を依頼し、追加購入する事案が発生していた。</p>	<p>教育委員会内各課及び教育研究所において、物品取扱員による適正な検収を行うよう周知した。また、共同調理場及び放課後児童クラブでは新たに物品取扱員を配置した。</p> <p>物品の納入先が小中学校、特別支援学校及び幼稚園における検収においては、学校現場で実施できないか関係各課と協議し検討を行っているところである。</p> <p>なお、納品確認が不十分であったために追加購入した事案については、再発防止のため、各学校に対して適正な納品確認を行うよう周知徹底した。</p>